(趣旨)

第1条 この規程は、大分大学教育学部(大学院教育学研究科を含む。以下「本学部」という。) における教育研究活動等の状況について、自ら行う点検及び評価(以下「自己評価等」という。) に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 自己評価等は、本学部が掲げる教育理念・目標を実現するために、本学部における教育研究活動等の現状を的確に把握し、諸機能をより活性化させ、教育研究水準の一層の向上を図ることを目的とする。

(原則)

- 第3条 本学部の自己評価等は、次の各号に掲げる原則に基づいて行う。
 - (1) 本学部の教育研究及び管理運営に関する組織的活動を自己評価等の対象とする。
 - (2) 自己評価等の実施に当たっては、教育研究の自由及び個人のプライバシーを尊重しなければならない。
 - (3) 自己評価等の結果は、前条に定める目的以外には用いないものとする。

(自己評価委員会)

- 第4条 本学部に自己評価等を実施するために、自己評価委員会(以下「委員会」という。)を置く。
- 2 委員会は、次の各号に掲げる事項を企画し、実施する。
 - (1) 自己評価等の実施に関する基本的方針
 - (2) 自己評価等の評価項目の具体化及び評価基準
 - (3) 自己評価等の結果の集約及び当該結果に対する意見のとりまとめ
 - (4) 自己評価等の結果の公表
 - (5) その他本学部の自己評価等の実施に関して必要な事項
- 3 委員会の組織及び運営については、別に定める。

(点検及び評価項目)

第5条 本学部の自己評価等に係る点検及び評価項目については、別に定める。ただし、委員会が認めた場合は、評価項目の一部を変更し、又は実施しないことができる。

(実施方法)

第6条 本学部の自己評価等は、原則として本学部に置かれる各種委員会が行う自己評価等に基づいて、委員会がその結果を集約し、総括的評価を行う。

(自己評価等の実施時期)

- 第7条 本学部の自己評価等は、原則として4年に1回実施する。
- 2 前項の規定にかかわらず大学院に係る自己評価等については、原則として2年に1回実施する。

(評価結果の公正性の確保)

第8条 委員会は、自己評価等を実施したときは、公正性を確保するため、本学部の職員に評価 結果を提示し、意見を聴くものとする。

(評価結果の報告)

第9条 委員会は、前条の手続を経たときは、速やかに当該評価結果を学部長に報告するものと

する。

2 学部長は、前項の報告を受けたときは、教授会に諮るものとする。

(評価結果の公表等)

第10条 学部長は、教授会が当該評価結果を適正であると認めたときは、当該評価結果を公表するものとする。

(評価結果の活用)

- 第11条 学部長は、第2条の目的及び第3条の原則に照らして、評価結果を活用するための方策を講ずるものとする。
- 2 評価結果に対する意見は、本学部のその後の改善に生かすよう努めるものとする。

(読み替え)

第12条 大学院に係る自己評価等を実施する場合は、第9条第2項及び第10条の「教授会」 を「研究科委員会」に、第9条、第10条及び第11条第1項の「学部長」を「研究科長」に 読み替える。

附則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。